

「間違っている、こんな判決！」

判決言い渡し後、女性の声が法廷に響き渡った。

9月19日の東京電力刑事裁判判決。東京地裁の永測健一裁判長は、業務上過失致死傷罪で強制起訴された勝俣恒久元会長（79歳）、武黒一郎元副社長（73歳）、武藤栄元副社長（69歳）の3被告に対し、いずれも無罪（求刑禁錮5年）を言い渡した。

長期評価の否定にまで踏み込む

一般市民にはなかなか承服しかねることかもしれないが、司法の世界では「予見可能性」と「結果回避可能性」なるものの2点が、業務上過失致死傷罪によって刑事責任を問ううえで肝になる。

「それでも罪を問えないのか」——東京地裁は9月19日、東京電力福島第一原発事故で、業務上過失致死傷罪で強制起訴された東京電力の元幹部3人に無罪判決を出した。永測健一裁判長の判決理由を聞いた傍聴者からは納得できないとの声が強まっている。

福島第一原発事故のケースで言えば、巨大津波による事故発生を予見（予測）できたかどうか、「予見可能性」であり、予見できた場合、その事故を回避する手段があったかどうか「結果回避可能性」だ。判決は、その二つの可能性を真つ向から否定した。「巨大津波の発生」は予見できたが、「巨大津波による炉心溶融事故の発生」までは予見できなかったのだという。

だから「結果回避可能性」もないとした。それが、運転開始から40年が経過し、原子力安全・保安院（保安院。当時）から「津波に一番弱い」と認識されていた老朽原発であったとしても、予見可能性で焦点となつたのは、政府機関である地震調査研究推進本部（推本）が2002年に発表した地震予測「長期評価」の扱いである。当時最高峰の権威だった地震学者らが推本に

結集し、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）による巨大津波を予見していた長期評価のことを、判決は信頼性も具体性もないものだったと断定した。

その根拠は、国の中央防災会議が長期評価を採用しなかつたこと、巨大津波を何ら予見できなかった無能な地震学者らが長期評価に対して疑義を呈していたことなのだという。

さらに判決は、長期評価を「震源の特定よりも津波被害に対する警告を優先」させたものだ——とまで踏み込み、科学的信頼性を否定した。地震研究の粋を集めた推本の長期評価を、科学の素人である裁判官がいつも簡単に切つて捨てたのだから、恐れ入る。判決後の記者会見で、指定弁護士

の石田省三郎氏も、「あそこまで裁判所が踏み込んでいいものなのか」と、あきれいていた。

中央防災会議が長期評価を採用しなかつた背景に、内閣府などからの政治的圧力があつたことは、公判の証言を通じて明らかにされていた。長期評価にケチをつけていたのも、我が国の津波防災上、全く役に立たなかつた——つまり巨大津波を予測できなかった——地震学者らである。いずれも科学とは無縁の話だ。し

かし、判決はその非科学的ほうに軍配を上げた。「これまで東電を訴えた民事訴訟では、長期評価の信用性は認められている。だが今回の判断ではその信用性が否定された。納得できない」

と語るのは、遺族の代理人を務める甫守一樹弁護士。科学を無視した判決は、政治的判断以外の何ものでもなく、この程度の「事実認定」が上級審でも維持されることは、現在の社会通念上、とても考えられない。

異常な訴訟指揮
甫守弁護士は語る。



写真上／9月19日、東京地裁前で「全員無罪 不当判決」と書かれた紙を掲げる、事故で避難を続ける女性たち。下／弁護士会館（東京・霞が関）での「報告会」（福島原発刑事訴訟支援団主催。9月19日）は、「抗議集会」に変更された。（ともに撮影／伊田浩之）



「福島から（裁判の傍聴に）駆けつけてくる被害者の皆さんに対して、かなり敵意を持っていると窺われる訴訟指揮をしていたので、こういう判決が出ることはある程度、予想できた。ただ、その予想を上回るひどい判断だ」

37回にわたつた公判では傍聴人に対し、異常なまでに厳重な身体検査や荷物検査が実施された。眼鏡にカメラが仕込まれているのではないかと疑われる傍聴人が続出。特に、黒い緑の眼鏡をかけていた者たちが疑われた。筆者に至っては、シャツを捲られ、ズボンの

異常な訴訟指揮
甫守弁護士は語る。

東電刑事裁判、元経営者3人に無罪判決

被害者を激怒させた東京地裁の トンデモ論理を徹底批判

明石 昇二郎



無罪判決を出した(左から)永渕健一裁判長、今井理右陪席、柏戸夏子左陪席。(司法大観より)

ベルトを外して身体検査に臨まなければならないほどだった。もちろん、永渕裁判長の指示によるものである。抗議の意味を込め、身体検査の際に自ら下着姿になる女性もいたほどだ。法廷内に持ち込める物はノートと筆記用具に限られ、団扇でさえも金属探知機で厳重にチェック。ペットボ

トル飲料の持ち込みも禁止された。長時間にわたる公判の際には、水分の補給ができずに体調を崩す人もいたが、それでも最後まで定められることはなかった。

5重の壁では 防げなかった

判決では、保安院が各電力会社に対して命じていた「耐震バックチェック」の中で、津波対策もしておくよう要請していたにもかかわらず、東電が事実上無視したことは不問に付された。

また、東電における「耐震バックチェック」の責任者であり、長期評価が予測した津波への対策を進めることは東電の「常務会」で承認されていた」と、検察官の取り調べの際に供述していた同社の新潟県中越沖地震対策センター所長・山下和彦氏(当時)の調書(検察官面前調書)にしても、判決は「供述の信用性には疑義がある」として否定していた。山下氏は当初、証人として出廷する予定だったが、健康上の理由から出廷が取りやめになっていた。もし、山下氏が公判で証言

していれば、判決の結果や内容にまで確実に影響を及ぼしたとみられる。

判決によれば、原発事故の発生は完全に防ぐことができず、事故が起きても刑事責任を問われる者は誰もいないのだという。しかし福島第一原発事故が起きるまで、日本の原発は「5重の壁」に守られ、過酷事故など絶対に起きないと、国や電力会社、原発推進派の学者らによって喧伝されてきた。事故は起きないとされたので、過酷事故が起きた際の事故収束訓練は行なわれず、実効性のある避難対策が立てられることもなく、事故収束のための放射線に強いロボットの開発は中止され、事故への懸念を指摘するジャーナリストや市民は、少数発狂集団扱いを受けた。

旧ソ連・チェルノブイリ原発事故の際も、「あれはソ連のだから」「日本とはタイプが違う」などと言いつつ逃げ、日本の原発は生き延びてきた。従って今回も、「東電の原発と弊社の原発はタイプが違う」

「あれは勝俣氏らによる人災だったのだ」とし、さっさと刑事責任を問うことで、「東電の原発だけの問題」とする選択肢も、日本の原子力ムラにはあったのである。しかし、原子力ムラはそうせず、公判に証人として御用学者を送り込むなど、全力を挙げて3被告を応援した。

判決は、日本中のあらゆる原発において、その安全性は信用のおけないものであると言っているのと変わらない。原子力ムラが3被告を応援したこと、これまでも増して原発が信用を失い、再稼働へのハードルも上がり、かえって息の根が止まろうとしている——と思うのは、筆者だけではない。

念のため付け加えておくと、現時点で明らかにされているのは判決の要旨にすぎず、判決全文はまだ明らかにされていない。従って、突っ込みどころはさらに増えることが予想される。

あかし しょうじろう・ルポライタ。著書に『刑事正犯 東京電力ルポ福島原発事故』(金曜日)など。